

(様式第1号記載要領)

- (1) 1の「届出者の業種」には、建設業者、自動車運送業者等の別を、「登録番号等」には、建設業者登録番号、自動車運送業者免許番号その他法令の規定による登録、免許等の番号を記載すること。
- (2) 2の「知事との協議及び協定の有無、協議及び協定の年月日」には、当該発注者が要綱第3の1の知事との協議及び要綱第5の知事との協定をしているか否かの別、している場合にはその協議の成立の日及び協定の成立の日を記載すること。
- (3) 3の「運搬の目的」には、宅地造成の盛土、道路建設の盛土、土砂採取地の埋土、コンクリート用その他の目的を具体的に記載すること。
- (4) 3の「運搬土砂量」は、土砂の種類別、車輛の種類(最大積載重量)別に積算すること。
- (5) 4の「運搬台数」及び「保有台数」は、車両の種類(最大積載重量)別に記載すること。
なお、「運搬台数」は実際に使用する1日最大台数、「保有台数」は自社及びリースにより当該事業において運搬を可能性のある台数とし、自社保有車については()書きとする。
- (6) 4の「安全運転管理者」には、道路交通法第74条の2の規定に基づく安全運転管理者を、「整備管理者」には、道路運送法第50条の規定に基づく整備管理者を記載すること。
- (7) 4の「加入している事業者団体の名称」には、貨物自動車協会、ダンプカー協会等加入している団体名を記載すること。
- (8) 5(1)の「運搬経路を定めた経緯」には、代替路線の検討経過を詳細に記載すること。
- (9) 5(4)の「交通監視員」は、運搬経路の要所において傘下のダンプカーの適正な運行を監督する者、「道路清掃員」は、運搬経路に傘下のダンプカーが落した粉塵を清掃する者である。
「届出人との関係」には、従前からの被用者か、新規被用者か、下請人の被用者委託人か等の別を、「職務」には、勤務場所、勤務内容(毎日、隔日等の別)等を記載すること。
- (10) 5(5)イ「車輛に対する標識の掲示の有無及び方法」には、交通監視員等の監督を適切ならしめたため傘下のダンプカーに旗、ステッカー等を掲示させるか否か、掲示させる場合にはその具体的方法を記載すること
- (11) 5(5)ロ「運搬責任者の氏名、職務等」には、工事現場で常時ダンプカーの積載状況、運行状況等を監督する責任を有する者の氏名、具体的職務内容、地位等を記載すること。
- (12) 5(5)ハの「上記事項の仕様書記載の有無」には、運搬計画の全部又は一部を下請業者の仕様書に明記し、その履行を担保しているかどうかの別を記載すること。
- (13) 5(5)この「運転手及び下請業者に対する指導の方法」には、周知徹底させるため具体的にどのような措置を講ずるかを記載すること。
- (14) 6には、運転手及び下請業者に対する周知徹底措置、運搬単価に対する配慮、飛散防止のための積載の方法等について記載すること。
- (15) 7には、道路等を損傷した場合の補修又は費用負担の方法等について記載すること。